

稲沢市ファミリー・サポート・センター事業利用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、稲沢市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成23年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づき、病気又は病気の回復期にある児童（以下「病児・病後児」という。）を預かる等の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、依頼会員の負担を軽減するとともに稲沢市ファミリー・サポート・センター事業の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、稲沢市に住所を有し、病児・病後児を預かる等の援助を受けた依頼会員とする。

(補助対象となる利用時間の算出方法)

第3条 補助対象となる病児・病後児を預かる等の援助の時間（以下「利用時間」という。）は、1回の援助ごとに、実施要綱別表の規定を準用して算出する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、病児・病後児1人当たりの援助における利用時間1時間当たりにつき400円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする依頼会員（以下「申請者」という。）は、病児・病後児を預かる等の援助を受けた月ごとに補助金の額を計算し、翌月15日までに稲沢市ファミリー・サポート・センター

事業利用補助金交付申請書（様式第1）に利用実績が明記された病児（病後児）提供活動記録簿を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、稲沢市ファミリー・サポート・センター事業利用補助金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の交付決定を受けた申請者は、稲沢市ファミリー・サポート・センター事業利用補助金交付請求書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（手続）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の申請、決定等については、稲沢市補助金等交付規則（昭和50年稲沢市規則第4号）に定めるところによる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行し、同年4月1日から適用する。